

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年1月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900088 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900049 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 3 月 14 日から同年 6 月 20 日まで

私は、A社において、昭和 52 年 3 月 14 日から同年 6 月 19 日まで正社員として商品の梱包・発送業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る退職金決裁書（写）及び昭和 52 年 3 月 21 日現在の A 社に係る組織図（写）により、請求者は、請求期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者が昭和 52 年 6 月 20 日付けで転籍した C 社の後継事業所である D 社から提出された請求者に係る昭和 52 年 7 月分給与明細書（写）によると、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できるところ、当時において C 社の給与計算処理を行っていた B 社は、「請求期間当時、給与計算処理は関連会社の分も含めて、A 社で行っており、厚生年金保険料は翌月控除だったことから、転籍の場合においても、転籍後の事業所の給与から前月分の厚生年金保険料を控除する取扱いだった。」と陳述している。

また、A 社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したもの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。